

印紙

# 工事請負契約書

発注者 \_\_\_\_\_ 様と

受注者 滋賀県長浜市東上坂町1121番地  
田辺工業株式会社 代表取締役 田邊 喜範 とは

工事名 \_\_\_\_\_ 工事

の施工について、次の条項と添付の工事請負契約約款、設計図 \_\_\_\_\_ 枚、仕様書（見積書）1冊にもとづいて、工事請負契約を締結する。

1. 工事場所 \_\_\_\_\_

2. 工期 着手 自 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
完成 至 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3. 引渡の時期 完成の日から 7日以内

4. 請負代金額 \_\_\_\_\_ 金  
うち 工事価格 \_\_\_\_\_ 金  
取引に係る消費税および地方消費税の額 \_\_\_\_\_ 金

(注) 請負代金額は工事価格に、取引に係る消費税および地方消費税の額を加えた額。

5. 請負代金の支払

前払 契約成立の時に \_\_\_\_\_ 金  
部分払 \_\_\_\_\_ 金  
支払請求締切日 \_\_\_\_\_ 無  
完成引渡の時に \_\_\_\_\_ 金

6. (1) 部分使用の有無 (有・無)  
(2) 部分引渡の有無 (有・無)  
(3) 瑕疵担保責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めの有無 (有・無)  
(有の場合は添付別紙のとおりとする)

7. 解体工事に要する費用等

この工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合、同法第13条第1項の主務省令で定める事項については、添付別紙のとおりとする。

8. その他 ※特記事項は別紙打合せ記録に記入する。

振込先 滋賀銀行長浜支店当座 1956  
長浜信用金庫七条支店 普通 12765  
大垣共立銀行長浜支店 普通 505970  
口座名 田辺工業株式会社 代表取締役 田邊 喜範

この契約の証として本書2通を作り、当事者 双方 が記名押印して、当事者それぞれが1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 \_\_\_\_\_

印

印

請負者 滋賀縣長浜市東上坂町1121番地 \_\_\_\_\_

田辺工業株式会社

代表取締役 田邊 喜範 印

上記工事に關し、発注者との間の契約にもとづいて発注者から監理業務(建築士法第2条第7項で定める工事監理、ならびに同法第18条第3項および第20条第3項で定める工事監理者の業務を含む。)を委託されていることを証するためここに記名押印する。

注) 建築士法第2条第7項については、平成18年12月改正の建築士法(平成18年法律114号)の施工日以前は建築士法第2条第6項とする。約款においても同様とする。

監理者 田辺工業(株)一級建築士設計事務所 \_\_\_\_\_

監理建築士 田邊 喜範 印